

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自動車教習所業を営む中小企業者等が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するために取得した貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの（以下「教習用貨物自動車」という。）を取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）の選択適用を認めるもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 自動車教習所業を営む中小企業者等が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供する貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの（以下「教習用貨物自動車」という。）を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とした上で、適用期限を平成31年度末までとする。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	[[初年度]（法人税の特別償却の場合）▲134（－） [平年度]（法人税の特別償却の場合）▲134（－） （法人税の税額控除の場合）▲32（－） （法人税の税額控除の場合）▲32（－） [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的 投資と消費の拡大による「経済の好循環」を掲げるアベノミクスの実現に向け邁進する日本経済において、物流は、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える、経済社会に不可欠の構成要素である。 そして、物流の中心的な立場にある貨物自動車の安定確保と、これらの貨物自動車を安全に運転することができるトラックドライバーの安定供給は、いずれも物流の効率化に必要不可欠なものであり、物流業界の発展とそこから波及する経済効果に大きく寄与するものである。 しかしながら、現状、大型・中型免許保有者が減少傾向にある中、トラックドライバーの有効求人倍率は年々増加しているなど、物流業界は慢性的な労働力不足に陥っており、若年層を中心としたトラックドライバーの確保が進んでいないことが我が国の経済社会に不可欠な社会インフラである物流の確保に深刻な影響を与えている。 このような状況の中で、地域輸送の中心的な立場にある最大積載量2トンクラスの貨物自動車を高校新卒者が運転することができないことが、若年層の活躍の場を狭め、トラックドライバーの安定供給に深刻な影響を与えているとして、18歳で取得可能な車両総重量3.5トン以上7.5トン未満（最大積載量2トンクラスの貨物自動車）の自動車を運転するための準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）の創設を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正道路交通法」という。）が成立したところ、早期に高校新卒者の雇用促進に資するよう、平成29年3月に施行する予定であるが、トラックドライバーの安定供給のためには、制度の改正だけでなく、実際に多くの自動車教習所において準中型免許を始めとする貨物自動車運転用の免許に係る技能教習が行われる必要があり、自動車教習所においては、同免許に係る教習用貨物自動車を新規に取得する必要がある。 また、運転者教育を担う自動車教習所数は減少傾向にあり、運送事業における人材不足の原因として、大型免許を取得できる場所が少ないことが挙げられるなど、物流を担うトラックドライバーを安定的に育成するためには、自動車教習所における教習体制を整備する必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 現状のまま、教習所数が減少を続け、地域的偏在が生じた場合、教習所のない地域におけるトラックドライバーの確保が困難となり、中小企業者等が多数を占める運送事業者の事業継続にも大きな影響を与えることから、経営基盤が脆弱で、高価な教習用貨物自動車への新たな投資に踏み切ることができない中小企業者等の教習所に対し、税制面で優遇措置を講じ、教習用貨物自動車の整備を促進する必要がある。</p>	

	<p>本税制改正要望によって、教習用貨物自動車は特別償却等の対象資産となり、新規取得が促進されることとなれば、トラックドライバー育成に係る体制の全国的な底上げが図られ、将来にわたり、物流の担い手となるトラックドライバーを安定的に供給することができ、産業競争力の強化や豊かな国民生活を支える物流の発展に大きく寄与することとなる。</p> <p>また、自動車教習所が高い運転技能を備えたより多くのトラックドライバーを社会に輩出することによって、物流業界の慢性的な労働力不足が解消され、長時間運転等に起因する交通事故の抑止につながり、交通の安全と円滑が図られるとともに、交通事故等による経済的・社会的損失の抑制も期待されることである。以上の理由から、教習用貨物自動車の取得に際して税制面の優遇措置を講じる必要があり、かつ、改正道路交通法施行後も引き続き準中型免許等に係る技能教習の実施体制が整備されるよう、平成 29 年度税制改正において措置する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 28 年度実績評価計画書(国家公安委員会・警察庁) 基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 業績目標2 運転者対策の推進																												
	政策の達成目標	適用期間に、自動車教習所のうち中小企業者等が保有する大型・中型免許に係る教習用貨物自動車の 20%を 3 年間(15 年間で 100%)で更新する。 また、適用期間に、平成 27 年9月時点で準中型免許教習の実施を予定する自動車教習所のうち中小企業者等である自動車教習所 970 所において、1 教習所当たり2台以上の準中型免許に係る教習用貨物自動車を配備する。 これにより、適用期間中の各年度の貨物運送事業に従事する運転者数の対前年度増減率を、前々年度から前年度の増減率以上とすることを目標とする。																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間																												
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。																												
	政策目標の達成状況	—																												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">○適用見込件数</th> <th colspan="3">(単位:件)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>380</td> <td>380</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>中型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>117</td> <td>117</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>大型免許に係る教習用貨物自動車</td> <td></td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算出根拠については、別添参照</p>				○適用見込件数		(単位:件)			区分	年度	平成 29	30	31	準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380	中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117	大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58
	○適用見込件数		(単位:件)																											
区分	年度	平成 29	30	31																										
準中型免許に係る教習用貨物自動車		380	380	380																										
中型免許に係る教習用貨物自動車		117	117	117																										
大型免許に係る教習用貨物自動車		58	58	58																										
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置により、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、事業者は、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は、企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>そのため、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施意欲を有する自動車教習所の設備投資(教習用貨物自動車の取得)を強力に後押しすることとなり、自動車教習所における教習用貨物自動車の整備が促進され、大型・中型・準中型免許に係る技能教習の実施体制の整備が図られる。</p>																													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、物流の効率化や物流業界における交通の安全と円滑の確保という極めて公益性の高い目的を有しており、その対象についても、物流の担い手となるトラックドライバーを育成するための教習用貨物自動車に限定しているものであることから、租税特別措置として妥当である。</p>																												

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度税制改正要望を提出したが、税制改正大綱には盛り込まれなかったため、本年度は、対象を中小企業者等に限定して要望を再提出したものを。
ページ	1—4